

行政博物の記述要素に関する研究

南泳準 (Nam Young-joon, 韓国中央大学校大学院) namyj@cau.ac.kr

南台祐 (Nam, Tae-woo, 韓国中央大学校大学院) namtw@cau.ac.kr

金貞心 (Kim, Jeong-sim, 韓国中央大学校大学院) challenge25@gmail.com

1. 背景と研究目的

行政博物は博物などの物理的な特徴を持っており、公共機関の業務の遂行過程中に生産されたものとして記録物の証拠的な価値を持っている。しかし行政博物は一般的な博物や文化財と内容的に区別されており、一般的な紙の記録物と電子の記録物とは物理的性質も違うので、管理プロセスを別にしないと行けない。現在の紙・電子の記録物を中心に規定された生産・収集ポリシーによって、行政博物コレクションの標準の欠如と紙・電子記録物中心の記述要素などの問題で行政博物の体系的な管理の難しさが多い。このため行政博物が持つ物理的な特性を表現するために一般的な記録物とは違う記述要素の設定が必要である。

2. 行政博物の記録的価値

2.1 行政博物の定義

①法律的定義: 1999年制定された韓国の旧記録管理法には行政博物の記録物に対する定義が含まれていない。2007年改訂された記録管理法には記録物の"公共機関の業務に関連して生産または受領した文書・図書・帳簿・カード・図面・視聴覚物・電子文書などすべての形態の記録情報と行政博物"と定義し、行政博物管理の法的根拠を整った。

②学者たちの見解: 韓国の多くの学者は法律的な視点と学者たちの定義、そして記録法第24条の内容を基にして"行政博

物"という用語を定義をする。行政博物とは「公共機関が業務を遂行する過程で生産・取得したものと物理的な有形物自体と審美性・芸術性を持っており補足的な性質を持つもの (object)」と言えるだろう。これを総合してみると行政博物とは公共機関で生産された記録物の価値を持つものと定義することができる。

有形	領域	移管の時期
官印類	・国玺と機関長の職印等	新しい官印の製作時、行政機関廃止、名称変更などで官印を廃棄する場合
象徴記念物	業務遂行の成果物、イベントおよびイベントの象徴・記念碑、勳章、切手、貨幣、記念品、懸板、揮毫、図案など	・行事、事業の終了、機関の廃止時・貨幣、切手、図案などは生産後60日以内
事務什器類	大統領、首相などの主要な役職者が業務の遂行に使用していた事務什器など	その形状物の利用終了時
その他	・永久記録物管理機関長が指定したその他のタイプ	永久記録物管理機関長が定める時期

2.2 行政博物のタイプ

行政博物は記録物のタイプであるため、記録物分類の一般的な原則によって分類されなければならない。韓国の記録管理法施行令第57条と関連して行政博物の管理対象を次の"表1"のように分類し、タイプ別の移管時期を規定している。

2.3 行政博物の特徴

行政博物館は通常の記録物と違って収集・寄付の過程により、さまざまな情報源から記録物の管理機関が獲得する。これらの獲得経路により、行政博物館は生産日の情報のみでなく収集日、寄贈日などに関する情報も行政博物館の重要な識別情報になれる。また他の記録物に比べて展示のために活用されることが頻繁なので、展示履歴に関する情報は行政博物館の背景を理解するに有用である。証拠物件にされており関連の記録物と連携がされていない場合に備えて行政博物館の主題事項や内容に対する情報が必要である。行政博物館と関連する行政事件、イベント、作品の説明などの情報も必要である。行政博物館は通常の記録物と違って、その種類が多様で、種類による物理・材質別の特性が多様であるため、これらの物理的特性に関する情報が重要である。この情報に基づいて行政博物館の保存処理方法と保存方法が変わる。

3. 行政博物館記述規則の比較

3.1 ISAD(G)

ISAD(G)の中ではそれぞれの行政博物館の特性に合う保存環境を提案するために行政博物館の物理的な特徴と記述的要件を記述する方法は不十分である。このような広いアプローチは特徴的な行政博物館の物理的な形態事項を記述するには適していない。

3.2 MODS

MODS の記述要素は記録物記述時、必要な記述階層、記述要素は生産機関や生産者の管理履歴や個人履歴を記述する要素、記録物の管理履歴を記述する要素が不足である。また記録物の行政博物館の信頼性を確保するために必要である記述統制と関わる要素も不足しているし、行政博物館の記述にも足りない。

3.3 RAD

RAD の博物館類 (Objects) 記述要素は物理的な記述領域を別々に決めて具体的な成分表示を含む記述単位の領域、その他の物理的な詳細事項、長さ、面積、厚さなどの大きさ、**附録**データをサブ記述要素に置いてあるから行政博物館の物理的な特性を記述には適している。しかし叢書と出版に関わる記述要素があまりにも詳細に定められており、記録物の記述階層や記述制御の要素が不足していることが明らかになっている。

3.4 CDWA

CDWA は 31 個のカテゴリを設定しており、各カテゴリにはサブカテゴリが含まれているため、全体的には約 300 個の要素となっている。実用的な運用より理論的列挙のレベルで構成されている。

3.5 比較・分析

ここでは国際標準記述ルールである ISAD(G)の提示する 7 つの領域に基づいて MODS、RAD、CDWA 記述規則の記述要素を比較して共通の領域を次のように算出した

①識別領域：参照コード*、タイトル*、日付、記述単位の規模と種類 ②脈絡情報の領域：生産者、行政沿革/個人履歴、管理履歴、収集/移管の直接情報源 ③内容と構造の領域：領域と内容、表示システム* ④**閲覧**と利用条件の領域：物理的な特徴と記述的要件* ⑤関連資料の領域：原所蔵の有無や場所、関連記述単位*、発行周期⑥主記領域：主記* ⑦記述制御領域：規則と協約

3 つ以上の記述ルールから共通して含まれている記述要素は 15 件であり、このうち 7 つの要素、4 つの記述規則の両方が含まれている要素である。7 つの記述要素

は記録物の記述するため最低限必要となる要素であり、行政博物の物理的な形態事項記述のためには不十分なことであるのが分かった。

4. 行政博物記述要素の提案

行政博物の記述要素を提案する前に記述する際の考慮事項は以下のものである。

1 番目は脈絡情報の記述が必要である。現在行政博物は様々な機関からさまざまな方法で生産・獲得している。行政博物を手に入れる段階からサービスまで体系的に記述が行われない場合、行政博物は単一の博物にすぎない。

2 番目は、行政博物の物理的な特徴と情報表現方式の記述が必要である。行政博物は有形物である。従って、外観の物理的特性によって保存の仕方も違ってくる。視覚的な効果の大きい記録物であるだけ、行政博物の材料や材質、サイズなどの物理的な特徴とそれに伴う記述的な側面を他の媒体の記録物より詳しく記述しなければならない。

3 番目は行政博物の展示履歴に関する情報記述が必要である。行政博物は博物自体で教育的・活用的価値が大きい。行政博物の展示を通して一般の国民が容易に機関の業務特性について判断するための客観的な情報を提案することができる。

4 番目は利用者中心の記述要素の選定である。検索を効果的に助力する記述要素が必要であり、行政博物を容易に理解するように博物の生産・獲得のプロセスに関する情報を記述することができる記述要素が必要である。

最後に記述要素の用語の統制である。記述は各機関の記録物の管理業務担当者が行う業務である。従って個人によって記述

要素の定義を恣意的に解釈することがないように明確なルールが必要である。このため法律用語の分析を行い、記述要素の用語を制御しなければならない。このような原則に基づいて ISAD (G)、MODS、RAD、CDWA の記述要素を比較分析した結果と上記の行政博物記述時に考慮すべき5つの点を合わせて行政博物記述要素を提示したのが<表 2>である。本研究では行政博物記述要素を7つの領域の25個の記述要素と51個のサブ要素を提案した。このうち行政博物の記録的価値を最大限に表現できる記述要素の9つを必須要素として定めた。9つの必須要素は識別領域の参照コード、タイトル、日付、脈絡情報の領域としては、生産者、生産機関、内容と構造領域では主題事項、閲覧と利用条件の領域では、所蔵の位置、物理的な特性と記述的条件、関連資料の領域からは関連記述単位の要素である。

5. 結論

行政博物の領域は曖昧で、これを保管する機関も非常に多様である。また行政博物の体系的な管理を困難にし情報サービスの質的・量的低下を引き起こす可能性もある。行政博物は記録の特性だけでなく博物の特性も持っているため、より洗練された管理記述が必要である。韓国国家記録院に所蔵されている行政博物は官印類、貨幣、映像、雕刻像、メダル、勲章、扁額、ポスターなどその種類と材質が様々である。

そのため、この研究では行政博物の統合管理のため技術要素を提案し、このうち9つの必須要素は識別領域から参照コード、タイトル、日付、脈絡情報の領域では生産者、生産機関、内容と構造領域では主題事項、閲覧と利用条件の領域では所蔵の位置、物理的な特性と記述的条件、関連資料の領域からは関連記述単位の要素である。

参考文献

韓国国家記録院。行政博物管理の実務マニュアル。大田：行政安全部 國家記録院。2008.

盧秀貞. 行政博物記述規則に関する研究. 中央大学校大学院. 記録管理学科, 修士論文. 2009.

羅一玉, 金包玉. 行政博物資料の整理記述表現についての比較分析. 韓国の Biblia 学会

誌 第 17 卷 第 2 号. 2006. 137 – 155.

Canadian Committee on Archival Description. *Rule for Archival Description*. Ottawa, Canada. 2008.

International Council on Archives. *ISAD (G) : General International Standard Archival Description, Second Edition*.

Ottawa : International Council on Archives the Committee on Descriptive Standards. 2000.

エリア	記述要素	サブ要素
識別領域	参照コード*	-
	タイトル*	タイトル、サブタイトル、対等のタイトル、その他
	日付 *	生産日、移管日、収集日、貸与/返却日、寄贈日、購入日、使用期間
	記述 階層	-
	記述単位の規模と類形	類形、数量
脈絡情報の領域	生産者*	製作者、提案者、大統領、製作者の履歴、提案者の履歴、大統領の履歴
	生産機関*	生産機関、収集源、生産機関の沿革
	管理の履歴	保管履歴、保存状態、保存処理履歴、表示履歴、その他の関連事項
内容と構造領域	主題事項*	関連する 行事 イベント、博物の形態、用途、言語、作品の説明
	ギフトの価額の評価	価格、評価者、策定日
	評価/廃棄処理のスケジュール	-
	整理システム	論理的な整理システム、物理的な整理システム
閲覧と利用条件の領域	アクセス条件	-
	再生産条件	-
	所蔵場所*	-
	物理的な特性と技術的条件*	デジタル変換するかどうか、形、大きさ、重さ、色彩、製作技法/製作方法、材質
	検索ツール	-
	検索キーワード	-
関連情報領域	関連記述単位*	関連な記録、付録
	出版物の説明	-
註記領域	-	-
記述統制領域	記述担当者	最初記述担当者、修正記述担当者
	規則と協約	-
	記述日	最初記述日、修正記述日
	修正の理由	-
*必須		